

【様式編】

洪水時の避難確保計画

【施設名： こどもプラス原木中山教室 **】**

令和 2 年 1 月 29 日 作成

様式編 目 次

市町村に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

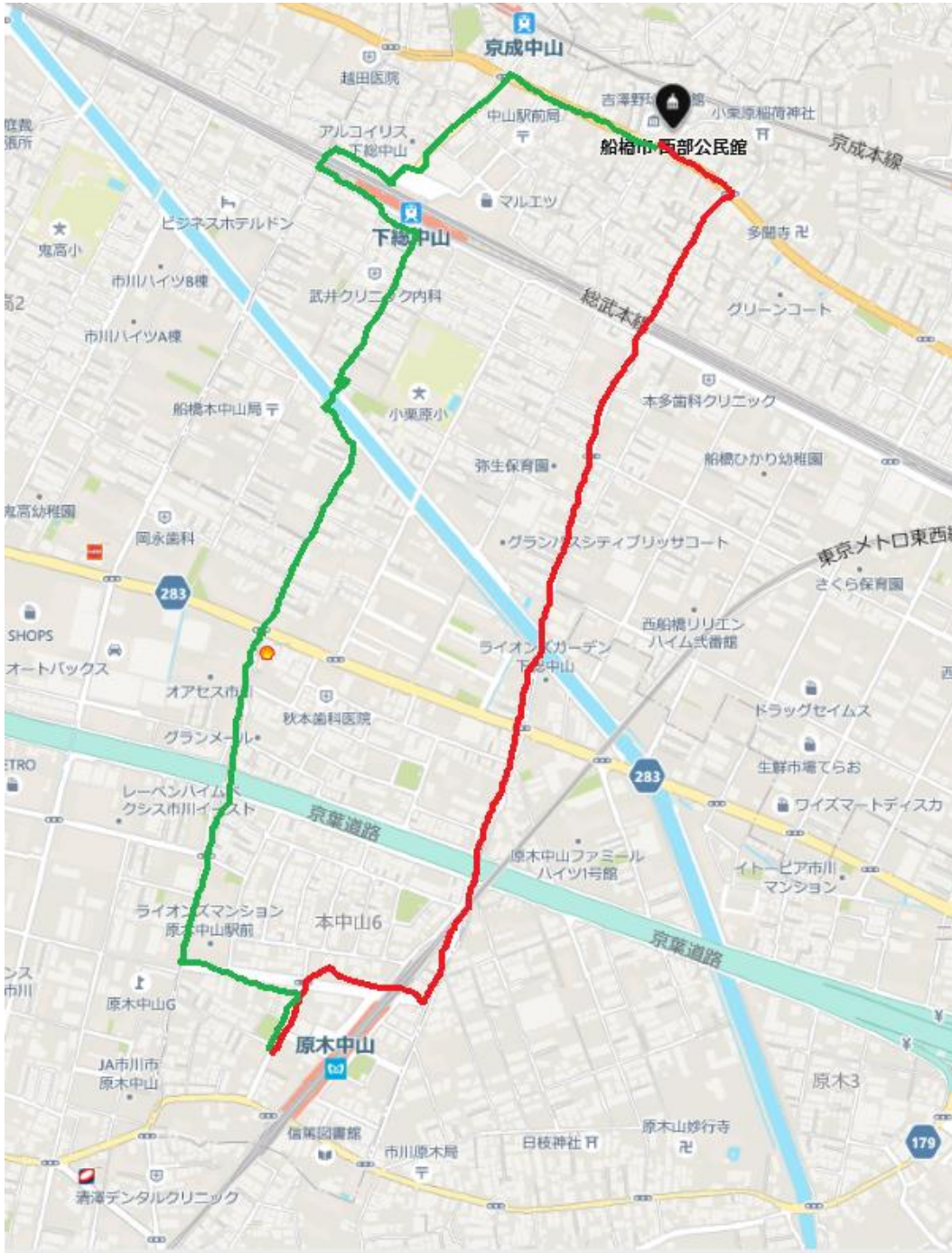
【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10 名	昼間 5 名	休日 10 名	休日 5 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報発表 江戸川（野田地点）氾濫注意情報発表 	<p>注意体制確立</p>	<p>洪水予報等の情報収集</p>	<p>情報収集伝達要員</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始の発令 洪水警報発表 江戸川（野田地点）氾濫警戒情報発表 *「避難準備・高齢者等避難開始」の発令により避難を開始する。 	<p>警戒体制確立</p>	<p>洪水予報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導</p>	<p>情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 江戸川（野田地点）氾濫危険情報発表 	<p>非常体制確立</p>	<p>施設内全体の避難誘導</p>	<p>避難誘導要員</p>

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<u>テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）※</u>
洪水予報・河川水位	<u>国土交通省「川の防災情報」、千葉県「防災ポータルサイト」</u>
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	<u>テレビ、ラジオ、船橋市ホームページ、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）※</u>

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	船橋市西部公民館	(1900) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保	こどもプラス原木中山教室		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり 500mℓ） <input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり 1食分） <input checked="" type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input checked="" type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（ ）

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。